



平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名	東 京 建 物 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 佐 久 間 一
コ ー ド	8 8 0 4 東 証 第 1 部
問 合 せ 先	執 行 役 員 広 報 C S R 部 長 稲 田 史 夫 (T E L (0 3) 3 2 7 4 - 1 9 8 4)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成 27 年 2 月 12 日付で発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には赤枠を付しております。

記

1. 訂正箇所

別紙 第 30 条

2. 訂正内容

現行定款第 30 条第 2 項の記載が漏れておりましたので、次頁の通り訂正いたします。

以 上

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 30 条 (記載省略) 2 (新 設)</p>	<p>(任 期) 第 30 条 (現行どおり) <u>2 会社法第 329 条第 2 項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 30 条 (記載省略) (新 設)</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第 30 条 (現行どおり) <u>2 会社法第 329 条第 2 項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>